

第1章 契約期間と料金

- 第1条(料金の種類)
- 第2条(料金の価格)
- 第3条(支払方法)
- 第4条(最低契約期間)
- 第5条(利用契約の更新)
- 第6条(解約手続と利用料金)

第2章 利用者に関する規定

- 第7条(利用者資格・利用者)
- 第8条(届出事項の変更)
- 第9条(当社からの解約)

第3章 ドメイン

- 第10条(ドメイン名の取得申請)
- 第11条(ドメイン名の維持)

株式会社毎日メディアサービス(以下、「当社」といいます。)のサービス(以下、「本サービス」といいます。)およびこれに付随するサービスをご利用いただくに際し、以下記載の利用規約(以下、「サービス規約」といいます。)に基づき本サービスを提供いたします。また、サービス規約における用語の定義は、サーバー利用規約(以下、「サーバー利用規約」といいます。)に準ずるものとします。

第1章 契約期間と料金

第1条(料金の種類)

利用者は、当社が別途定める次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。

- 1)基本制作初期費用
公開開始月に発生します。
- 2)月額保守管理費用
公開開始日より発生します。
また、ドメイン取得後翌月より発生致します。打合せ状況にあわせてドメイン登録しますが、お客様のご都合で作業が中断し翌月迄にホームページの公開ができなかった場合も発生します。
- 3)オプションサービス費用
オプションサービス利用月に発生します。
- 4)オプションサービス月額費用
オプションサービス利用月より発生します。

第2条(料金の価格)

- 1.当社は、前条において規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のホームページへの掲載等、適当な方法でこれを利用者には知らせます。
- 2.当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更後の料金の価格は、当社のホームページへの掲載等、適当な方法でこれを利用者へに通知いたします。

第3条(支払方法)

- 1.利用者は、当社による別段の定めがある場合を除いて、原則として銀行口座からの引落(以下、「口座振替」といいます。)により、当社へ利用料金を支払うものとします。
- 2.口座振替は、当社が指定する収納代行会社を通じ、利用者が指定かつ当社が承認した金融機関の預金口座からの自動引落の方法で行うものとします。
- 3.利用者が口座振替を申し込む場合、または現在利用中の口座の変更を希望する場合、当月15日迄に当社が指定する「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上郵送にて届出るものとし、当社は、当月15日迄に当該書類が当社に到着したものに限り、翌月27日(但し当該日が金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)より口座の変更を適用するものとします。なお当月16日以降に当社に対し当該書類が到着したのものについては翌々月27日に適用されます。
- 4.利用者の都合により、利用料金の口座振替が引落日時点で不能の場合、利用月の翌々10日までに利用者はその利用料金を当社指定の口座に振込むものとします。
- 5.口座振替が可能となるまでの利用料金については、当社指定の銀行口座へ振込にて支払うものとします。
- 6.利用者が、当社に対しサービス規約に定めた金額を支払う場合は、消費税相当額を別途加算して支払うものとします。
- 7.すべての銀行振込にかかる手数料に関しては利用者が負担するものとします。

第4条(最低契約期間)

- 1.利用開始月から12ヶ月(公開日から12ヶ月後の末日迄)を最低契約期間(以下、「最低契約期間」といいます。)とします。

第5条(サービス契約の更新)

サービス契約(第7条において規定されます。)は、最低契約期間満了日の前月25日までに利用者から解約の申し出がない限り、従前の条件と同一の条件で自動的に更新されるものとします。

第6条(解約手続と利用料金)

- 1.利用者がサービス契約(第7条において規定されます。)の解約を希望する場合は、当社の定める方法で届出をするものとします。
- 2.当社が前項の届出を受領した月(第3項の計算方法によります。)の翌月が最低契約期間を経過していない場合、利用者は当社に対し最低契約期間までの第1条の利用料金を一括または分割にて支払うものとします。
- 3.第1項による届出の受領は、前月26日から当月25日までに当社に到着したものを当月受領分とし、その翌月末日をもって解約とします。
- 4.利用者のサービス契約の解約に伴い、当社は既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。
- 5.サービス契約の解約の場合、解約時点において発生している利用料金その他の債務の履行は、サービス規約に基づいてなされるものとします。なお、サービス規約に定めのない事項については、利用者は当社の請求に従うものとします。
- 6.解約を原因とするドメイン名の管理手続については、利用者がサービス解約後もドメイン名のみを使用する場合、移管作業費用は利用者が負担するものとします。また、移管作業はサービス解約手続後となります。
- 7.オプションサービスの解約については、本条第1項から第3項を準用します。

第2章 利用者に関する規定

第7条(利用者資格・利用者)

- 1.当社は、当社の定める方法によって申込みを受け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により承認し、これをもって本サービス提供の利用に関し、契約が成立します(以下、「サービス契約」といいます。)
- 2.当社は、申込み受付後、利用者資格の承認をするかまたはしたか否かに関わらず、当社単独の判断により、適宜利用者資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、利用者資格を与えないことがあります。
 - 1)申込者が存在しない場合。
 - 2)申込者が、申込みをした時点で、サービス規約の違反等により利用者資格の停止処分中であり、または過去にサービス規約の違反等で除名処分を受けたことがある場合。
 - 3)申込の登録事項において、虚偽の記載があった場合。
 - 4)申込者が申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがある場合。
 - 5)申込者が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかった場合。
 - 6)申込者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合。
 - 7)当社の業務の遂行上または技術上支障がある場合。
- 3.申込者は、申込み日から7日以内に、当社が定める方法でキャンセルの申し出を行うことにより申込みの取消ができるものとします。ただし、すでに制作済みの場合は、第1条における基本制作サービス初期費用、オプションサービス費用等制作に関わるすべての費用は発生します。
- 4.利用者自身でホームページの更新作業を行い、当社システム上の問題以外で起こったトラブルに関しては、作業内容によって作業料を請求する場合があります。

第8条(届出事項の変更)

- 1.利用者は、住所、その他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で変更の届出をするものとします。
- 2.婚姻による姓の変更等、当社が承認した場合を除き、利用者は当社に届け出た氏名(名義)や利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは名義を変更することはできないものとします。但し、利用者当社の協議と一定の書類の提出をもって、当社が許可する場合があります。
- 3.利用者において相続または合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、相続人またはその地位を承継した法人は特段の意思表示がない限り利用者の地位を承継するものとし、相続人またはその地位を承継した法人は、地位を承継したことを証明する書類を添えて、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出事項の変更をするものとします。
- 4.利用者が、本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより利用者が不利益を被った場合には、当社の故意または重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条(当社からの解約)

- 1.当社は、利用者が以下の各号に該当する場合には、事前に何等通知もしくは催告することなく、直ちに本サービス提供の停止および強制解約処分(サービス契約の解約を意味し、以下同様とします。)とすることができるものとします。
 - 1)申込の登録事項において、虚偽の記載があった場合。
 - 2)利用者が、制限能力者であった場合、または制限能力者となった場合で、法定代理人等による記名押印がなされた同意

書または追認書の提出がない場合。

- 3)利用者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合。
 - 4)長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しい支障を来たした場合。
 - 5)利用料金その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合。
 - 6)利用者の登録情報変更に伴い、その届出事項の変更を怠ったことにより、郵送などによる連絡が不可能となった場合。
 - 7)利用者が、サーバー利用規約第7条の禁止行為に該当し、または当社が別途定める規約等および法令等に違反した場合。
 - 8)当社からサーバー利用規約第22条第1項1号から3号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。
 - 9)利用者について、仮差押、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、または、公租公課等の滞納による処分を受けた場合。
 - 10)過去に強制解約処分を受けたことがある場合。
 - 11)その他、当社が本サービスの利用者として不適当であると合理的に判断した場合。
- 2.第1項により強制解約処分をされた日が、第4条に定める最低契約期間を経過していない場合は、第4条を適用するものとします。
 - 3.利用者が第1項に該当する場合、利用者は当社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金等、当社に対する債務の全額を当社の定める方法で一括して支払うものとし、当該支払については第1章に従うものとします。
 - 4.利用者が、第1項によって本サービス提供を停止され、または強制解約処分されたことによって利用者に生じた損害等については、当社は一切その責任を負わないものとします。
 - 5.利用者がサーバー利用規約第7条に違反し、または第1項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は、アカウントの使用の一時停止または強制解約処分の有無にかかわらず、当該利用者(サービス契約を解約された者を含みます。)に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第3章 ドメイン

第10条(ドメイン名の取得申請)

- 1.当社は利用者が希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、利用者が本サービスの利用の際に使用するドメイン名に限り、このサービスを提供します。また、当社は、一サービス契約につき一つのドメイン名に限り、このサービスを提供します。
- 2.サービス契約の申込の際に、希望するドメイン名を当社に通知するものとします。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。
- 3.当社は第1項において定めるサービスが遅延し、利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 4.当社は、ドメイン名管理団体等の行うドメイン名の登録のための手続が遅延し、またはドメイン名管理団体がその手続を行わなかったことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第11条(ドメイン名の維持)

- 1.当社は、ドメイン名のドメイン名管理団体等における登録を維持するために必要なサービスを提供します。
- 2.当社は、前項において定めるドメイン名の登録を維持することができなかったことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。